

# 特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当

## 特別障害者手当

## 障害児福祉手当

### 受給資格

特別障害者手当 在宅で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上のの人に支給されます

※社会福祉施設へ入所、または病院に3カ月以上入院している場合には支給されません  
障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人に支給されます

※障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合や社会福祉施設へ入所しているときは支給されません

請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも社会福祉課窓口にあります)を添えて提出してください

支給額と支払い 特別障害者手

当が月額2万6260円、障害児福祉手当が月額1万4280円で、2月、5月、8月、11月に前月分までの手当が本人の銀行口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

問い合わせ 社会福祉課障害福祉係 ☎内線77252、白沢町総務課保健福祉係 ☎内線34、利根町総務課保健福祉係 ☎内線28へ

## 特別児童扶養手当

受給資格 心身に障害がある児童を養育する父または母、父母以外で児童を養育している人に支給されます

※児童が障害を支給事由とする年金を受けることができるようになったときや児童福祉法

などにより施設に入所しているときに支給されません



請求手続き 認定請求書に、所定の診断書と関係書類(いずれも子ども課窓口にあります)を添えて提出してください

支給額と支払い 障害の程度が1級の人は月額5万4000円、2級の人は3万3570円、4月、8月、11月の年3回、前月分までの4カ月分が振り込まれます

振込口座 郵便局のほか、銀行などの金融機関口座でも振り込みが可能です

支給の制限 所得が一定額を超える場合には、支給が停止されます

問い合わせ 子ども課子育て支援係 ☎内線77257、白沢町総務課保健福祉係 ☎内線34、利根町総務課保健福祉係 ☎内線28へ

# 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

## 11月は児童虐待防止推進月間です



気づくのは  
あなたと地域の  
心の目

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口

「おかしい」と感じたら迷わず連絡を

### 子どもを虐待から守るための5カ条

- その1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)を
- その2 「しつけのつもり…」は言い訳。子どもの立場で判断
- その3 ひとりで抱え込まない。あなたにできることから行動を
- その4 親の立場より子どもの立場。子どもの命が最優先
- その5 虐待はあなたのまわりでも起こりうる

### 連絡(通告)機関

- 子ども課家庭児童相談室 ☎20874
- 中央児童相談所(北部支所) ☎0279⑩1010
- こどもホットライン24 ☎0120(783)884

※秘密は厳守されます

児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)000へ

## 津久井教育長が退任・新教育長に宇敷重信さん

本市の教育長として長年ご尽力いただいた津久井勲さんが、任期満了により9月30日をもって退任されました。

津久井さんは、市町村合併直後の平成17年4月に就任以来、厳しい財政状況の中、学校教育における「沼田市ゼロ予算事業7点セット+1」を提唱し、学力向上などに多大な成果を上げ、耐震化計画に基づく小中学校の校舎の耐震化を進めるなど、本市の教育行政の振興に尽くされました。



宇敷重信さん

後任の教育長には、議会の同意を得て教育委員に任命された宇敷重信さんが10月1日付で就任されました。宇敷さんは、昭和51年に教職に就かれ、沼田東中学校長、教育委員会学校教育課長、利根教育事務所長などを歴任され、本年3月まで沼田小学校長として活躍されてきた人です。

## 教育委員に井上行弘さん

教育委員会は5人の委員で構成されています。このうち、井上行弘さん(利根町千鳥)が議会の同意を得て10月1日付で新教育委員に任命されました。



井上行弘さん

## 教育委員長に見城厚男さん

10月1日に開かれた教育委員会で、新教育委員長に見城厚男さん(下川田町)が選ばれました。

## 公平委員に齋藤隆さん

本市の公平委員の定数は、法律で3人と定められており、識見を有する人から選出され、議会の同意を得て選任されています。このうち、齋藤隆さん(高橋場町)が10月1日付で再任されました。



齋藤隆さん

## 法務大臣から 人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員は人権思想を広め、人権侵害が起きないようにするため、人権講演会の開催や学校との連携による人権啓発活動、人権に関する相談に応じるなどさまざまな活動に取り組んでいます。

委員の任期は3年間で、次の4人が10月1日より引き続き法務大臣の委嘱を受けました。

- 田島亮さん(薄根町)
- 小林治美さん(岡谷町)
- 入澤省二さん(白沢町高平)
- 角田世司さん(利根町多那)

問い合わせ 生活課生活係 ☎内線77351

## 年金の窓口から お知らせ



### 年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書などが必要です

今年中に納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除の対象になります。年内の所得の申告について、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問い合わせ 控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117へ

後納制度の納付開始、受給資格期間の短縮のお知らせ  
国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができなくなりますが、今年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まりました。

このため、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月上旬までに送られます。また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、来年の1月下旬に送付されます。

年末調整や確定申告の手続きの際には、この控除証明書、または国民年金保険料の領収証書が必要になりますので、申告をするまで大切に保管してください。

受給資格期間を満たさなかった人が年金を受給できる場合や、後納制度を利用して受給できるようになる場合があります。

問い合わせ 国民年金保険料事務所用ダイヤル ☎0570(011)050、または渋川年金事務所 ☎0279②1607へ